
学校臨床の新展開

— ②6「不登校」スクールソーシャルワーカー —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

増加する

不登校への支援をめぐる

2016年10月27日に文部科学省が発表した平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小中学校義務教育における不登校児童生徒数は、少子化のなかでも、ここ数年右肩上がりとなり、昨年度は、12万人を超えた。文部科学省は、この調査発表が行われる1か月前に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を発表している。この発表は、2016年7月に報告された、不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人

一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を受けてのものである。

この最終報告書では、「不登校児童生徒への支援に当たっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を理解し、寄り添うことが重要である。しかし、社会や経済の変化に伴い、子供を取り巻く家庭、地域社会の在り方も大きく変容しており、不登校の要因、背景もますます多様化、複雑化している。したがって、学校においては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として対応できる充実した体制を築く必要がある。また、心理や福祉の専門家、教育支援センター、医療機関、児童相談所など学校外の専門機関等との『横』

の連携を進めるとともに、子供の成長過程を見つつ継続的に一貫した支援を行う視点から、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校等の『縦』の連携も重要である。」として、教職員や他の専門職、他機関との連携により、「一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進」を期待したいと述べられている。そして、具体的には「児童生徒理解・教育支援シート」を作成するなど、個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、その児童生徒を支援する関係者により、組織的・計画的な支援を実施することなどが重点的に取り組むべきこととして掲げられている。これらのいわゆる「アセスメント」や「プランニング」等のプロセスは、ソーシャルワークプロセスそのものともいえ、教育や心理の視点だけでなく福祉の視点が相当程度に入ったものと見ることができる。

他方、この間、国会では「教育機会確保法案」なるものが2016年11月末現在、進行形で審議されている。しかしながら、不登校当事者やその親、フリースクール関係者、教育関係者の間では、この法案や先の文部科学省通知等への批判が大きい。たとえば、「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」では、不登校当事者の自由を奪い、不登校ではない児童生徒と不登校の児童生徒を分断し、不登校当事者の不登校に至った背景を自己責任とし、学校教育へ戻ることを強制するような「不登校対策・管理法」は不要であると訴えている。また、先の「児童生徒理解・教育支援シート」についても、「小中学校で不登校をした子どもの個人情報を高校終了まで校

種間をこえて収集・管理し、『切れ目ない支援のため』の名のもと公共・民間の関係機関で情報を共有し、23才まで保存するという個人情報保護を無視したものであり、「法案と施策で不登校の子どもたちの人権とプライバシーを侵害しないでください。」と訴えている。

中央大学の池田はこの法案に対して、

- ① 学びを権利としてさえ、課程主義的・能力主義的に義務教育制度をつくり変えようとしている。
- ② 教育機会については、日本国憲法や教育基本法、さらには、子どもの権利条約等の国際条約等でも規定されているのだから、新たな法律をつくる必然性はない。
- ③ 不登校児童生徒を定義することで、不登校を子どもの自己責任に帰しており、いまの学校あり方自体を問う視点がない。
- ④ 「多様な学びの場」を用意し、子どもたちを分類・排除し子どもたちを分類・排除していく差別制度をつつていく差別制度をつろうとしている。
- ⑤ 学校以外の場で習にも国・地方公共団体の管理が及ぶこととなり、多様な学び、自由な学びは保障されない。
- ⑥ 民間の団体が公教育の経営・運営を行うことになり、教育機会の均等性や安定性に問題が生じる。
- ⑦ 子どもの権利条約に則ると謳いながら、

子どもたちの意見表明の機会が保障されていない。と述べている。

誰のためのSC、SSWか

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは「不登校を減らしたい」という国や行政のニーズに応え、児童生徒をいかに早く学校に戻すかということを目指して業務を行っているわけではない。しかし、そういうつもりはなくとも、そのプレッシャーやシステムに巻き込まれていないか自己点検が必要であろう。当事者の真のニーズを把握し、支援につなげたい。そういった意味でも、あらためて当事者にとっての環境（学校）という場のアセスメントについても丁寧に行い、アドボカシーやシステムの改善にむけたアクションを行っていかなければ、当事者からの信頼を得るのは難しいだろう。

（参考、引用文献）

不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」
2016年7月

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2016年9月
池田賢市「一人ひとりの能力を伸ばす教育は社会に何をもたらすか」2016年10月
http://ftk.blog.jp/archives/cat_1101014.html
最終閲覧：2016年11月30日

文部科学省「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』（速報値）について」2016年10月

「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会 ネットワーク」ブログ
http://ftk.blog.jp/archives/cat_1171306.html
最終閲覧：2016年11月30日